

奈良市公報

号外第17号

平成22年 8月 3日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

- 都市計画地区計画の決定…………… 1
- 道路の位置指定…………… 1
- 一般競争入札の実施…………… 2
- 道路の区域変更…………… 3
- 道路の供用開始…………… 3
- 道路の位置指定…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 道路の区域変更…………… 4
- 道路の供用開始……………12
- 開発行為に関する工事の完了……………21
- 都市公園の供用の開始……………21
- 都市公園の名称の変更……………21
- 放置自転車等の保管……………21
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………21
- 放置自転車等の保管……………22
- 農用地利用集積計画の縦覧……………22
- 計量器法の規定による特定計量器の定期検査の実施……………22
- 都市計画道路事業の事業計画の認可……………22
- 都市計画道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの公衆縦覧……………22
- 旧柳生藩家老屋敷の臨時休場の一部改正……………23
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………23
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………23
- 指定管理者の指定……………23
- 道路の区域決定……………23
- 道路の供用開始……………24
- 建築基準法第42条第1項第4号の規定により指定した道路の全部廃止……………24
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………24
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………24
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）……………24
- 指定管理者の指定……………26
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………26
- 奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………26
- 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助

- 金交付要綱……………27
- 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱……………32
- 奈良市開発指導要領の一部を改正する告示……………39
- 奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示……………39
- 奈良市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱……………39
- 奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱の一部を改正する告示……………40
- 道路の区域変更……………43
- 道路の供用開始……………43
- 奈良市インフルエンザ菌b型ワクチン予防接種費用負担補助金交付要綱……………43
- 奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱……………48
- 奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示……………54
- 奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………54

告示

奈良市告示第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成22年 3月16日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
押熊町北地区地区計画
 - 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町2080番 他
- （平成22年 3月16日揭示済）

奈良市告示第122号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成22年3月16日

奈良市長 仲川 元 庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目11番地の13 401号
申請者氏名	株式会社 R & K 代表取締役 宮内 賢治
道路の位置	奈良市中山町136番1の一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	18.34m
指定年月日	平成22年3月16日
指 定 番 号	第21018号

(平成22年3月16日揭示済)

奈良市告示第123号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年3月16日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 (仮称) 南部福祉センター新築工事
- (2) 工 事 場 所 奈良市南永井町45番地1
- (3) 工 期 契約日から平成23年3月25日まで
- (4) 工 事 概 要 建築主体工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式
屋外付帯工事一式
- (5) 予 定 価 格 532,810千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 463,313千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
 - ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）
 - (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置）

(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成22年3月16日から4月13日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部監理課

なお、設計図書等は、電子入札システムよりダウンロードしてください。

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成22年4月14日 午前9時20分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）

オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成22年 3月16日から 3月24日まで（奈良市の休日
を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9
時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してくださ
い。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工
事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通
知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、
入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年 3月30日までに、共同企業体の代表者に通
知します。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成22年 3月16日から 3月24日まで（奈良市の休日
を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9
時から午後 5 時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成22年 3月30日

(3) 入札書の提出期間

平成22年 3月31日から 4月13日まで（奈良市の休日
を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9
時から午後 5 時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 他人の ICカードを使用した入札
 - ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
書及び内訳書が添付されていない入札書
 - エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
 - オ 内訳書の日付が開札日でない場合
 - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈
良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

(平成22年 3月16日揭示済)

奈良市告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に
基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部道路室
土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年 3月16日

奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路線名	区間	変 更 前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
1	北部第324号線	南京終町689番 2 地先から	前	3.00~3.70	97.00	
		南京終町693番 6 地先まで	後	4.00~6.70	97.00	

(平成22年 3月16日揭示済)

奈良市告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に
基づき、平成22年 3月17日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部道路室
土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年 3月16日

奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路線名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	北部第324号線	南京終町689番 2 地先から	南京終町693番 6 地先まで	L = 97.0 W = 4.00~6.70

(平成22年 3月16日揭示済)

奈良市告示第126号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5
号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築
基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定
により公告します。

平成22年 3月16日

奈良市長 仲川元庸

申請者氏名	大栄位株式会社 代表取締役 焼野 好文
道路の位置	奈良市四条大路一丁目782番 1 の一部
道路の幅員	最大4.80m 最小4.80m
道路の延長	31.96m
指定年月日	平成22年 3月16日
指 定 番 号	第21016号

申請者住所 奈良市法蓮町930番地 7

(平成22年3月16日揭示済)

奈良市告示第127号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年3月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年3月16日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成22年3月16日揭示済)

奈良市告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年3月17日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	登美ヶ丘鹿畑線	中登美ヶ丘三丁目3番地先から 中登美ヶ丘六丁目3番地先まで	前 後	20.10 ~ 15.85 23.90 ~ 20.28	236.0 236.0	
2	山陵平城線	山陵町288番地2地先から 山陵町446番地先まで	前 後	5.40 ~ 4.13 6.65 ~ 4.50	27.2 26.7	
3	杏神殿線	東九条町882番1地先から 東九条町613番7地先まで	前 後	7.20 ~ 7.15 7.20 ~ 7.15	38.4 38.4	
4	水間別所線	別所町455番1地先から 別所町481番地先まで	前 後	7.00 ~ 4.00 7.60 ~ 4.00	185.9 185.9	
5	水間別所線	別所町419番1地先から 別所町417番地先まで	前 後	9.00 ~ 5.50 9.00 ~ 5.50	68.1 68.1	
6	南田原長谷線	南田原町11番1地先から 南田原町19番1地先まで	前 後	7.00 ~ 3.70 8.00 ~ 3.70	65.3 65.3	
7	南田原長谷線	長谷町1568番地先から 長谷町1573番地先まで	前 後	10.00 ~ 3.80 10.00 ~ 3.80	53.4 53.4	
8	東部第9号線	須川町280番地先から 須川町265番3地先まで	前 後	8.80 ~ 3.00 8.80 ~ 3.00	74.0 74.0	
9	東部第86号線	法用町127番地先から 法用町928番地先まで	前 後	4.65 ~ 3.25 5.05 ~ 3.75	52.4 52.4	
10	東部第86号線	法用町552番地先から 法用町705番2地先まで	前 後	10.00 ~ 2.60 11.00 ~ 2.60	27.2 27.2	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
21	東部第199号線	水間町2184番地先から	前	5.50 ~ 2.40	54.1	
		水間町2157番1地先まで	後	5.50 ~ 2.40	54.1	
22	東部第201号線	大保町381番地先から	前	2.80 ~ 2.40	58.1	
		大保町411番地先まで	後	3.10 ~ 2.40	58.1	
23	東部第231号線	沓掛町96番1地先から	前	5.00 ~ 2.80	44.5	
		沓掛町257番地先まで	後	5.00 ~ 2.80	44.5	
24	東部第234号線	水間町1256番地先から	前	4.00 ~ 3.30	75.5	
		水間町1193番地先まで	後	6.00 ~ 3.10	75.5	
25	東部第273号線	矢田原町270番地先から	前	5.00 ~ 2.00	128.4	
		矢田原町2946番地先まで	後	5.00 ~ 2.00	128.4	
26	東部第303号線	北椿尾町424番地先から	前	5.40 ~ 1.50	130.3	
		北椿尾町512番地先まで	後	5.40 ~ 1.50	130.3	
27	東部第312号線	田原春日野町80番地先から	前	2.70 ~ 2.20	95.0	
		田原春日野町92番6地先まで	後	4.00 ~ 2.20	95.0	
28	東部第344号線	高樋町1190番1地先から	前	3.75 ~ 2.45	47.0	
		高樋町1120番地先まで	後	3.75 ~ 2.85	47.0	
29	東部第372号線	西狭川町166番1地先から	前	3.00 ~ 1.60	89.8	
		西狭川町1353番2地先まで	後	7.50 ~ 3.00	89.8	
30	東部第377号線	北椿尾町1040番2地先から	前	10.50 ~ 7.60	58.6	
		北椿尾町998番2地先まで	後	11.50 ~ 7.60	58.6	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
11	東部第86号線	法用町711番地先から	前	4.10 ~ 3.00	48.1	
		法用町757番1地先まで	後	4.10 ~ 3.00	48.1	
12	東部第95号線	平清水町172番1地先から	前	9.00 ~ 4.00	40.9	
		平清水町183番地先まで	後	9.00 ~ 4.70	40.9	
13	東部第97号線	下狭川町809番地先から	前	4.20 ~ 2.00	65.5	
		下狭川町828番地先まで	後	5.00 ~ 2.40	65.5	
14	東部第103号線	下狭川町221番地先から	前	1.00 ~ 1.00	37.4	
		下狭川町228番地先まで	後	1.25 ~ 1.00	37.4	
15	東部第105号線	下狭川町1611番1地先から	前	4.00 ~ 2.30	36.0	
		下狭川町1632番地先まで	後	4.10 ~ 2.30	36.0	
16	東部第106号線	阪原町3656番地先から	前	5.00 ~ 2.00	92.8	
		阪原町3754番地先まで	後	5.00 ~ 2.00	92.8	
17	東部第114号線	西狭川町475番1地先から	前	8.20 ~ 4.20	78.3	
		西狭川町464番1地先まで	後	8.20 ~ 4.20	78.3	
18	東部第147号線	大慈仙町884番地先から	前	7.50 ~ 6.00	28.6	
		大慈仙町869番1地先まで	後	5.90 ~ 5.20	28.6	
19	東部第152号線	忍辱山町1293番1地先から	前	4.80 ~ 3.00	20.5	
		忍辱山町1006番地先まで	後	4.50 ~ 3.00	20.5	
20	東部第156号線	大柳生町3178番地先から	前	4.20 ~ 4.00	14.5	
		大柳生町3246番地先まで	後	4.60 ~ 4.00	14.5	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
41	南部第204号線	北永井町464番1地先か	前	5.85 ~ 5.60	10.4	
		北永井町342番1地先まで	後	6.00 ~ 5.85	10.4	
42	南部第204号線	南永井町219番6地先か	前	3.30 ~ 2.05	37.2	
		南永井町151番地先まで	後	3.30 ~ 2.05	37.2	
43	南部第207号線	北永井町500番4地先か	前	2.90 ~ 2.20	75.7	
		北永井町485番2地先まで	後	5.60 ~ 4.00	74.5	
44	南部第230号線	南永井町219番6地先か	前	2.50 ~ 1.80	118.4	
		南永井町172番1地先まで	後	3.00 ~ 1.80	118.4	
45	南部第260号線	古市町1523番1地先から	前	6.36 ~ 6.30	49.3	
		古市町1521番7地先まで	後	6.55 ~ 6.30	49.3	
46	南部第261号線	古市町1515番4地先から	前	5.09 ~ 2.11	124.3	
		古市町1502番3地先まで	後	5.09 ~ 2.11	125.4	
47	南部第263号線	古市町1508番8地先から	前	6.25 ~ 6.20	58.9	
		古市町1506番7地先まで	後	6.25 ~ 6.20	57.9	
48	南部第265号線	古市町1370番1地先から	前	10.21 ~ 10.21	32.3	
		古市町1490番25地先まで	後	10.31 ~ 10.31	32.3	
49	南部第265号線	古市町1528番21地先か	前	8.01 ~ 6.06	93.5	
		古市町1671番1地先まで	後	7.94 ~ 5.99	93.5	
50	南部第265号線	古市町1640番5地先から	前	8.92 ~ 7.51	70.1	
		古市町1697番4地先まで	後	9.01 ~ 7.51	70.1	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
31	南部第5号線	柏木町627番1地先から	前	5.70 ~ 5.70	7.0	
		柏木町632番地先まで	後	5.70 ~ 5.43	7.0	
32	南部第14号線	柏木町56番地先から	前	3.20 ~ 2.73	14.7	
		柏木町598番1地先まで	後	3.23 ~ 3.20	14.7	
33	南部第32号線	恋の窪一丁目283番1地先から	前	5.70 ~ 4.74	40.2	
		恋の窪一丁目591番1地先まで	後	5.70 ~ 5.06	40.2	
34	南部第90号線	八条二丁目144番1地先から	前	4.40 ~ 4.00	23.7	
		八条二丁目143番1地先まで	後	7.40 ~ 6.80	23.7	
35	南部第128号線	八条一丁目514番2地先から	前	7.00 ~ 7.00	22.7	
		杏町273番4地先まで	後	10.00 ~ 10.00	22.8	
36	南部第130号線	東九条町216番2地先か	前	3.65 ~ 2.90	54.2	
		東九条町236番1地先まで	後	3.65 ~ 3.22	54.2	
37	南部第136号線	東九条町278番10地先か	前	3.90 ~ 3.00	13.2	
		東九条町280番10地先まで	後	4.45 ~ 3.40	13.2	
38	南部第136号線	東九条町268番三地先か	前	4.30 ~ 4.01	29.4	
		東九条町288番1地先まで	後	4.20 ~ 4.01	29.4	
39	南部第157号線	杏町392番3地先から	前	7.60 ~ 7.09	52.1	
		杏町390番1地先まで	後	7.65 ~ 7.02	52.1	
40	南部第188号線	出屋敷町62番地先から	前	2.11 ~ 0.90	70.4	
		出屋敷町65番1地先まで	後	4.75 ~ 1.82	70.4	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
61	南部第553号線	池田町141番地先から	前	3.50 ~ 2.80	128.6	
		池田町277番1地先まで	後	4.00 ~ 3.75	128.6	
62	南部第558号線	池田町276番地先から	前	3.41 ~ 3.35	3.5	
		池田町277番1地先まで	後	3.41 ~ 3.35	2.9	
63	南部第564号線	鹿野園町1158番地先から	前	2.50 ~ 1.60	29.6	
		鹿野園町1090番2地先まで	後	2.30 ~ 1.30	29.6	
64	南部第570号線	窪之庄町659番地先から	前	3.12 ~ 2.10	40.0	
		窪之庄町670番1地先まで	後	3.12 ~ 2.10	40.0	
65	北部第1号線	高畑町764番4地先から	前	14.80 ~ 12.01	160.7	
		高畑町1217番6地先まで	後	14.80 ~ 12.01	160.7	
66	北部第5号線	法蓮町559番1地先から	前	5.84 ~ 5.26	32.2	
		法蓮町441番1地先まで	後	5.84 ~ 5.26	29.6	
67	北部第17号線	奈良阪町251番1地先から	前	11.30 ~ 3.00	36.6	
		奈良阪町317番地先まで	後	11.30 ~ 3.00	36.6	
68	北部第92号線	南半田町19番地先から	前	4.47 ~ 3.80	40.5	
		南半田町西町11番地先まで	後	6.22 ~ 3.80	40.5	
69	北部第106号線	川上町52番地先から	前	3.30 ~ 2.00	43.6	
		川上町21番6地先まで	後	4.50 ~ 2.40	43.6	
70	北部第211号線	白毫寺町1012番地先から	前	4.23 ~ 2.35	24.0	
		白毫寺町116番地先まで	後	4.82 ~ 2.94	24.0	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
51	南部第288号線	古市町936番地先から	前	2.70 ~ 1.70	83.2	
		古市町891番1地先まで	後	2.70 ~ 2.05	83.2	
52	南部第297号線	古市町2236番6地先から	前	3.25 ~ 3.08	39.2	
		古市町2247番1地先まで	後	3.37 ~ 3.08	39.2	
53	南部第333号線	古市町1番1地先から	前	8.30 ~ 6.10	46.2	
		古市町17番1地先まで	後	8.30 ~ 6.10	46.2	
54	南部第353号線	八島町159番1地先から	前	6.35 ~ 5.63	74.7	
		八島町197番1地先まで	後	6.68 ~ 5.90	74.7	
55	南部第411号線	横井五丁目354番1地先から	前	8.60 ~ 4.84	146.9	
		横井五丁目453番2地先まで	後	9.30 ~ 5.05	146.9	
56	南部第452号線	横井町784番1地先から	前	5.00 ~ 2.00	92.5	
		山町280番1地先まで	後	3.70 ~ 2.00	90.8	
57	南部第460号線	窪之庄町656番地先から	前	3.60 ~ 2.00	42.1	
		窪之庄町655番地先まで	後	3.60 ~ 2.00	42.1	
58	南部第464号線	山町581番1地先から	前	3.56 ~ 2.90	32.2	
		山町712番1地先まで	後	3.83 ~ 2.90	32.2	
59	南部第466号線	山町716番地先から	前	3.45 ~ 1.50	23.2	
		山町714番地先まで	後	3.45 ~ 2.05	23.2	
60	南部第530号線	池田町414番2地先から	前	6.27 ~ 2.80	70.2	
		今市町226番1地先まで	後	6.27 ~ 3.20	70.2	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
81	北部第424号線	法蓮佐保山一丁目107番2地先から 半田開町99番2地先まで	前 後	5.20 ~ 4.30 6.80 ~ 6.00	57.7 57.7	
82	北部第498号線	法華寺町210番3地先から 法華寺町209番1地先まで	前 後	3.18 ~ 2.40 4.60 ~ 3.18	73.1 73.1	
83	北部第499号線	芝辻町507番1地先から 法蓮寺町241番2地先	前 後	2.60 ~ 2.60 2.60 ~ 2.60	18.1 11.7	
84	北部第500号線	法蓮寺町214番1地先から 二条大路南一丁目81番1地先まで	前 後	19.00 ~ 6.22 21.00 ~ 18.00	364.4 367.8	
85	北部第501号線	法華寺町242番1地先から 法華寺町242番1地先まで	前 後	3.70 ~ 3.00 3.70 ~ 3.00	12.3 6.5	
86	北部第502号線	法華寺町377番1地先から 法華寺町390番1地先まで	前 後	7.46 ~ 7.03 7.46 ~ 7.03	138.7 138.7	
87	北部第535号線	川上町211番1地先から 川上町218番地先まで	前 後	3.30 ~ 2.50 2.60 ~ 2.10	80.3 80.3	
88	北部第577号線	法蓮町7番2地先から 法蓮町11番5地先まで	前 後	3.45 ~ 2.30 4.55 ~ 2.50	45.2 45.2	
89	中部第7号線	西大寺南町2430番2地先から 西大寺芝町一丁目2585番3地先まで	前 後	4.58 ~ 3.69 7.24 ~ 4.48	22.3 22.3	
90	中部第15号線	五条三丁目867番11地先から 六条一丁目1002番1地先まで	前 後	6.60 ~ 6.30 6.72 ~ 6.30	47.4 47.4	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
71	北部第256号線	東紀寺町二丁目124番地先から 東紀寺町三丁目121番5地先まで	前 後	14.80 ~ 13.15 16.40 ~ 13.15	21.1 21.1	
72	北部第260号線	西紀寺町6番6地先から 紀寺町656番1地先まで	前 後	5.90 ~ 4.11 5.90 ~ 4.11	48.4 48.4	
73	北部第290号線	南魚屋町8番1地先から 南魚屋町9番1地先まで	前 後	2.85 ~ 1.88 2.88 ~ 2.10	41.5 41.5	
74	北部第306号線	紀寺町658番5地先から 紀寺町664番1地先まで	前 後	3.90 ~ 2.28 5.80 ~ 4.05	66.4 66.4	
75	北部第317号線	肘塚町194番1地先から 肘塚町245番2地先まで	前 後	5.50 ~ 4.20 5.35 ~ 4.10	94.4 94.4	
76	北部第356号線	南京終町一丁目84番11地先から 南京終町一丁目165番1地先まで	前 後	6.00 ~ 4.83 5.70 ~ 4.26	29.8 29.8	
77	北部第356号線	西木辻町158番1地先から 南京終町一丁目83番1地先まで	前 後	8.33 ~ 7.66 8.64 ~ 8.18	21.7 21.7	
78	北部第361号線	鍋屋町28番1地先から 油留木町1番1地先まで	前 後	10.27 ~ 7.20 10.57 ~ 7.70	44.5 44.5	
79	北部第380号線	椿井町5番2地先から 小川町5番1地先まで	前 後	2.73 ~ 2.50 3.30 ~ 2.50	24.2 24.2	
80	北部第415号線	法蓮町930番9地先から 法蓮町947番4地先まで	前 後	1.50 ~ 1.03 1.53 ~ 1.03	38.7 38.7	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
101	中部第412号線	六条緑町一丁目1537番45地先から 六条緑町一丁目1537番495地先まで	前 後	4.81 ~ 4.73 4.84 ~ 4.73	23.1 29.9	
102	中部第456号線	五条三丁目865-1番地先から 五条三丁目864番地先まで	前 後	7.05 ~ 6.77 7.15 ~ 6.77	45.1 45.1	
103	中部第464号線	六条一丁目802番地先から 六条一丁目795番3地先まで	前 後	0.00 ~ 0.00 3.60 ~ 3.00	0.0 17.7	
104	中部第513号線	五条一丁目437番31地先から 五条一丁目451番19地先まで	前 後	3.90 ~ 2.75 3.70 ~ 2.97	93.7 93.7	
105	中部第569号線	大宮町七丁目529番2地先から 大宮町七丁目528番1地先まで	前 後	4.74 ~ 4.60 9.85 ~ 8.70	46.0 46.0	
106	中部第571号線	大宮町七丁目522番1地先から 大宮町七丁目528番1地先まで	前 後	4.50 ~ 3.01 4.50 ~ 3.01	58.5 58.5	
107	中部第633号線	大宮町一丁目41番1地先から 大宮町一丁目52番22地先まで	前 後	8.10 ~ 7.72 8.10 ~ 7.75	38.6 38.6	
108	中部第646号線	大宮町三丁目218番1地先から 大宮町三丁目204番7地先まで	前 後	6.42 ~ 6.37 6.45 ~ 6.37	69.8 69.8	
109	中部第656号線	三条栄町136番6地先から 三条栄町198番4地先まで	前 後	6.55 ~ 4.64 6.55 ~ 4.64	113.3 113.3	
110	中部第656号線	三条添川町104番地先から 三条添川町1216番9地先まで	前 後	4.14 ~ 3.74 4.30 ~ 3.74	39.8 39.8	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
91	中部第17号線	押熊町2094番地先から 押熊町2093番地先まで	前 後	4.70 ~ 4.20 7.40 ~ 4.70	37.1 39.8	
92	中部第20号線	中登美ヶ丘三丁目3番地先から 中登美ヶ丘六丁目31番地先まで	前 後	18.02 ~ 18.00 18.02 ~ 18.00	84.9 84.9	
93	中部第51号線	山陵町446番地先から 山陵町447番地先まで	前 後	7.82 ~ 4.57 8.30 ~ 4.57	110.9 110.9	
94	中部第52号線	中山町1762番2地先から 中山町1781番1地先まで	前 後	6.85 ~ 3.55 8.76 ~ 2.80	165.2 169.8	
95	中部第286号線	四条大路三丁目97番2地先から 四条大路三丁目96番9地先まで	前 後	6.14 ~ 5.37 6.14 ~ 6.00	39.4 39.4	
96	中部第292号線	四条大路三丁目97番33地先から 四条大路四丁目81番1地先まで	前 後	6.91 ~ 4.89 6.91 ~ 4.89	36.0 36.0	
97	中部第298号線	四条大路四丁目81番1地先から 四条大路四丁目84番2地先まで	前 後	2.05 ~ 2.00 3.00 ~ 2.00	36.1 36.1	
98	中部第300号線	四条大路二丁目30番1地先から 四条大路二丁目427番5地先まで	前 後	5.51 ~ 4.67 6.15 ~ 4.73	72.7 72.7	
99	中部第352号線	七条一丁目555番15地先から 七条一丁目679番1地先まで	前 後	7.14 ~ 6.73 7.50 ~ 7.20	59.9 59.9	
100	中部第372号線	六条三丁目1164番3地先から 六条三丁目1163番3地先まで	前 後	8.20 ~ 5.72 9.48 ~ 8.45	65.5 65.5	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
121	中部第760号線	宝来三丁目1505番4地先から	前	3.68 ~ 3.55	41.7	
		平松一丁目769番2地先まで	後	4.20 ~ 3.55	41.7	
122	中部第782号線	五条町437番22地先から	前	6.00 ~ 3.70	38.3	
		五条町423番2地先まで	後	6.72 ~ 4.23	38.3	
123	中部第791号線	平松一丁目103番1地先から	前	4.20 ~ 3.94	19.4	
		平松三丁目213番1地先まで	後	6.10 ~ 5.78	19.4	
124	中部第818号線	五条三丁目942番10地先から	前	8.49 ~ 4.82	70.3	
		五条西一丁目1001番5地先まで	後	8.49 ~ 4.60	70.3	
125	中部第844号線	宝来町1117番1地先から	前	4.80 ~ 2.80	72.6	
		宝来町1125番地先まで	後	5.80 ~ 3.20	72.6	
126	中部第1056号線	右京一丁目4番地先から	前	12.20 ~ 10.00	56.2	
		右京一丁目3番4地先まで	後	12.20 ~ 10.00	56.2	
127	中部第1365号線	中山町1746番1地先から	前	5.70 ~ 5.00	46.1	
		中山町1749番1地先まで	後	5.70 ~ 5.00	46.1	
128	中部第1389号線	中山町1781番1地先から	前	4.36 ~ 4.36	22.2	
		中山町1778番地先まで	後	4.36 ~ 4.36	19.9	
129	中部第1416号線	押熊町651番18地先から	前	6.00 ~ 6.00	36.1	
		押熊町708番2地先まで	後	7.45 ~ 7.45	36.1	
130	中部第1419号線	山陵町1128番3地先から	前	5.30 ~ 3.65	75.4	
		山陵町2137番地先まで	後	4.55 ~ 4.00	75.4	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
111	中部第664号線	三条添川町127番2地先から	前	4.79 ~ 3.74	93.1	
		三条添川町190番23地先まで	後	4.79 ~ 3.66	93.1	
112	中部第667号線	三条松町628番3地先から	前	6.75 ~ 5.90	70.7	
		三条松町397番地先まで	後	6.75 ~ 6.32	70.7	
113	中部第674号線	三条栄町649番1地先から	前	11.60 ~ 5.20	118.3	
		三条栄町647番2地先まで	後	6.00 ~ 5.16	115.9	
114	中部第686号線	西大寺野神町一丁目612番地先から	前	2.70 ~ 1.25	23.3	
		西大寺野神町一丁目1571番地先まで	後	4.90 ~ 1.60	23.3	
115	中部第693号線	西大寺本町250番2地先から	前	4.70 ~ 4.26	60.9	
		西大寺本町254番5地先まで	後	6.23 ~ 6.22	60.9	
116	中部第694号線	西大寺本町252番1地先から	前	3.50 ~ 2.93	6.5	
		西大寺北町一丁目285番5地先まで	後	3.10 ~ 3.03	6.3	
117	中部第705号線	西大寺芝町一丁目2479番地先から	前	2.78 ~ 2.18	47.1	
		西大寺芝町一丁目2472番3地先まで	後	2.72 ~ 2.40	47.1	
118	中部第717号線	西大寺国見町二丁目291番34地先から	前	6.11 ~ 6.08	36.7	
		西大寺北町一丁目2132番4地先まで	後	6.11 ~ 6.08	36.7	
119	中部第733号線	菅原町300番1地先から	前	4.80 ~ 2.80	85.9	
		菅原町206番2地先まで	後	4.80 ~ 2.80	85.9	
120	中部第735号線	菅原町20番1地先から	前	7.61 ~ 4.95	116.9	
		宝来一丁目808番2地先まで	後	7.58 ~ 4.95	116.9	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
141	西部第717号線	大和田町427番地先から	前	6.50 ~ 3.02	111.8	
		大和田町453番2地先まで	後	6.59 ~ 6.50	111.8	
142	西部第791号線	三碓六丁目1163番2地先から	前	11.60 ~ 4.40	15.2	
		三碓六丁目1235番4地先まで	後	11.60 ~ 4.65	15.2	
143	西部第899号線	三碓町2196番1地先から	前	4.70 ~ 3.00	105.4	
		三碓町2188番地先まで	後	7.11 ~ 3.00	105.4	
144	西部第1031号線	中山町西一丁目781番1地先から	前	2.50 ~ 1.97	14.3	
		中山町西一丁目751番3地先まで	後	4.40 ~ 1.97	14.3	
145	西部第1149号線	中町392番1地先から	前	5.70 ~ 5.25	33.7	
		中町388番1地先まで	後	9.84 ~ 5.25	33.7	
146	西部第1159号線	石木町856番4地先から	前	8.00 ~ 7.70	9.4	
		石木町856番4地先まで	後	9.16 ~ 7.09	9.4	
147	田山長引線	月ヶ瀬長引164番4地先から	前	3.50 ~ 2.70	40.8	
		月ヶ瀬長引164番5地先まで	後	4.00 ~ 3.10	36.0	
148	長引中尾線	月ヶ瀬長引448番地先から	前	4.00 ~ 3.70	20.1	
		月ヶ瀬長引445番1地先まで	後	4.00 ~ 3.70	18.9	
149	月ヶ瀬中央線	月ヶ瀬月瀬507番3地先から	前	9.00 ~ 5.00	22.8	
		月ヶ瀬月瀬508番3地先まで	後	6.20 ~ 5.00	9.8	
150	長引中央線	月ヶ瀬長引683番1地先から	前	9.00 ~ 4.80	105.1	
		月ヶ瀬長引464番1地先まで	後	9.00 ~ 4.80	105.9	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
131	中部第1425号線	押熊町703番2地先から	前	6.02 ~ 6.01	108.9	
		押熊町679番19地先まで	後	6.02 ~ 6.01	108.2	
132	西部第67号線	東登美ヶ丘一丁目2269番261地先から	前	5.71 ~ 5.68	58.5	
		東登美ヶ丘一丁目2269番99地先まで	後	6.03 ~ 5.70	58.5	
133	西部第248号線	中山町西一丁目743番1地先から	前	3.66 ~ 3.05	41.9	
		中山町西一丁目753番地先まで	後	3.95 ~ 3.05	41.9	
134	西部第330号線	学園南一丁目1092番11地先から	前	4.15 ~ 3.95	49.5	
		学園南一丁目1101番6地先まで	後	6.01 ~ 3.95	49.5	
135	西部第339号線	学園南一丁目972番5地先から	前	11.30 ~ 11.00	38.2	
		学園南一丁目1053番17地先まで	後	11.00 ~ 7.60	38.2	
136	西部第530号線	二名三丁目1178番1地先から	前	10.10 ~ 5.02	152.3	
		二名三丁目1096番地先まで	後	9.62 ~ 5.60	152.3	
137	西部第534号線	二名町2148番地先から	前	3.50 ~ 2.55	101.4	
		二名町2161番2地先まで	後	3.20 ~ 2.20	101.4	
138	西部第573号線	富雄北二丁目466番1地先から	前	4.94 ~ 4.44	48.0	
		富雄北二丁目399番7地先まで	後	6.10 ~ 4.73	48.0	
139	西部第663号線	藤ノ木台二丁目462番51地先から	前	11.00 ~ 11.00	22.4	
		中町5545番2地先まで	後	11.00 ~ 10.86	21.6	
140	西部第686号線	五条畑一丁目605番1地先から	前	4.60 ~ 3.19	71.5	
		五条西一丁目1162番地先まで	後	6.40 ~ 3.40	71.5	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
151	袖の川線	萩町1609番地先から	前	6.40 ~ 5.00	100.5	
		萩町1605番1地先まで	後	6.40 ~ 5.00	100.5	
152	のほりを線	針ヶ別所町145番1地先から	前	8.00 ~ 4.20	362.1	
		針ヶ別所町342番3地先まで	後	13.50 ~ 4.20	375.1	
153	のほりを線	針ヶ別所町382番1地先から	前	5.70 ~ 4.60	148.3	
		上深川町832番1地先まで	後	16.00 ~ 10.00	138.0	
154	南部横断線	都祁南之庄町571番1地先から	前	12.30 ~ 9.50	31.1	
		都祁南之庄町529番1地先まで	後	12.30 ~ 9.50	23.5	

(平成22年3月17日揭示済)

奈良市告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成22年3月17日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年3月17日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	登美ヶ丘鹿畑線	中登美ヶ丘三丁目3番地先から 中登美ヶ丘六丁目3番地先まで	23.90 ~ 20.28	236.0	
2	山陵平城線	山陵町288番地2地先から 山陵町446番地先まで	6.65 ~ 4.50	26.7	
3	杏神殿線	東九条町882番1地先から 東九条町613番7地先まで	7.20 ~ 7.15	38.4	
4	水間別所線	別所町455番1地先から 別所町481番地先まで	7.60 ~ 4.00	185.9	
5	水間別所線	別所町419番1地先から 別所町417番地先まで	9.00 ~ 5.50	68.1	
6	南田原長谷線	南田原町11番1地先から 南田原町19番1地先まで	8.00 ~ 3.70	65.3	
7	南田原長谷線	長谷町1568番地先から 長谷町1573番地先まで	10.00 ~ 3.80	53.4	
8	東部第9号線	須川町280番地先から 須川町265番3地先まで	8.80 ~ 3.00	74.0	
9	東部第86号線	法用町127番地先から 法用町928番地先まで	5.05 ~ 3.75	52.4	
10	東部第86号線	法用町552番地先から 法用町705番2地先まで	11.00 ~ 2.60	27.2	
11	東部第86号線	法用町711番地先から 法用町757番1地先まで	4.10 ~ 3.00	48.1	
12	東部第95号線	平清水町172番1地先から 平清水町183番地先まで	9.00 ~ 4.70	40.9	
13	東部第97号線	下狭川町809番地先から 下狭川町828番地先まで	5.00 ~ 2.40	65.5	
14	東部第103号線	下狭川町221番地先から 下狭川町226番地先まで	1.25 ~ 1.00	37.4	
15	東部第105号線	下狭川町1611番1地先から 下狭川町1632番地先まで	4.10 ~ 2.30	36.0	
16	東部第106号線	阪原町3656番地先から 阪原町3754番地先まで	5.00 ~ 2.00	92.8	
17	東部第114号線	西狭川町475番1地先から 西狭川町464番1地先まで	8.20 ~ 4.20	78.3	
18	東部第147号線	大慈仙町884番地先から 大慈仙町869番1地先まで	5.90 ~ 5.20	28.6	
19	東部第152号線	忍辱山町1293番1地先から 忍辱山町1006番地先まで	4.50 ~ 3.00	20.5	
20	東部第156号線	大柳生町3178番地先から 大柳生町3246番地先まで	4.60 ~ 4.00	14.5	

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
21	東部第199号線	水間町2184番地先から	5.50 ~ 2.40	54.1	
		水間町2157番1地先まで			
22	東部第201号線	大保町381番地先から	3.10 ~ 2.40	58.1	
		大保町411番地先まで			
23	東部第231号線	沓掛町96番1地先から	5.00 ~ 2.80	44.5	
		沓掛町257番地先まで			
24	東部第234号線	水間町1256番地先から	6.00 ~ 3.10	75.5	
		水間町1193番地先まで			
25	東部第273号線	矢田原町270番地先から	5.00 ~ 2.00	128.4	
		矢田原町2946番地先まで			
26	東部第303号線	北椿尾町424番地先から	5.40 ~ 1.50	130.3	
		北椿尾町512番地先まで			
27	東部第312号線	田原春日野町80番地先から	4.00 ~ 2.20	95.0	
		田原春日野町92番6地先まで			
28	東部第344号線	高樋町1190番1地先から	3.75 ~ 2.85	47.0	
		高樋町1120番地先まで			
29	東部第372号線	西狭川町166番1地先から	7.50 ~ 3.00	89.8	
		西狭川町1353番2地先まで			
30	東部第377号線	北椿尾町1040番2地先から	11.50 ~ 7.60	58.6	
		北椿尾町998番2地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
31	南部第5号線	柏木町627番1地先から	5.70 ~ 5.43	7.0	
		柏木町632番地先まで			
32	南部第14号線	柏木町56番地先から	3.23 ~ 3.20	14.7	
		柏木町598番1地先まで			
33	南部第32号線	恋の窪一丁目283番1地先から	5.70 ~ 5.06	40.2	
		恋の窪一丁目591番1地先まで			
34	南部第90号線	八条二丁目144番1地先から	7.40 ~ 6.80	23.7	
		八条二丁目143番1地先まで			
35	南部第128号線	八条一丁目514番2地先から	10.00 ~ 10.00	22.8	
		杏町273番4地先まで			
36	南部第130号線	東九条町216番2地先から	3.65 ~ 3.22	54.2	
		東九条町236番1地先まで			
37	南部第136号線	東九条町278番10地先から	4.45 ~ 3.40	13.2	
		東九条町280番10地先まで			
38	南部第136号線	東九条町269番3地先から	4.20 ~ 4.01	29.4	
		東九条町286番1地先まで			
39	南部第157号線	杏町392番3地先から	7.65 ~ 7.02	52.1	
		杏町390番1地先まで			
40	南部第168号線	出屋敷町62番地先から	4.75 ~ 1.82	70.4	
		出屋敷町65番1地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
41	南部第204号線	北永井町464番1地先か ら	6.00 ~ 5.85	10.4	
		北永井町342番1地先ま で			
42	南部第204号線	南永井町219番6地先か ら	3.30 ~ 2.05	37.2	
		南永井町151番地先まで			
43	南部第207号線	北永井町500番4地先か ら	5.60 ~ 4.00	74.5	
		北永井町485番2地先ま で			
44	南部第230号線	南永井町219番6地先か ら	3.00 ~ 1.80	118.4	
		南永井町172番1地先ま で			
45	南部第260号線	古市町1523番1地先から ら	6.55 ~ 6.30	49.3	
		古市町1521番7地先まで			
46	南部第261号線	古市町1515番4地先から ら	5.09 ~ 2.11	125.4	
		古市町1502番3地先まで			
47	南部第263号線	古市町1508番8地先から ら	6.25 ~ 6.20	57.9	
		古市町1506番7地先まで			
48	南部第265号線	古市町1370番1地先から ら	10.31 ~ 10.31	32.3	
		古市町1490番25地先ま で			
49	南部第265号線	古市町1523番21地先か ら	7.94 ~ 5.99	93.5	
		古市町1671番1地先まで			
50	南部第265号線	古市町1640番5地先から ら	9.01 ~ 7.51	70.1	
		古市町1697番4地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
51	南部第288号線	古市町936番地先から ら	2.70 ~ 2.05	83.2	
		古市町891番1地先まで			
52	南部第297号線	古市町2236番6地先から ら	3.37 ~ 3.08	39.2	
		古市町2247番1地先まで			
53	南部第333号線	古市町1番1地先から ら	8.30 ~ 6.10	46.2	
		古市町17番1地先まで			
54	南部第353号線	八島町159番1地先から ら	6.68 ~ 5.90	74.7	
		八島町197番1地先まで			
55	南部第411号線	横井五丁目354番1地先 から	9.30 ~ 5.05	146.9	
		横井五丁目453番2地先 まで			
56	南部第452号線	横井町784番1地先から ら	3.70 ~ 2.00	90.8	
		山町280番1地先まで			
57	南部第460号線	窪之庄町656番地先から ら	3.60 ~ 2.00	42.1	
		窪之庄町655番地先まで			
58	南部第464号線	山町581番1地先から ら	3.83 ~ 2.90	32.2	
		山町712番1地先まで			
59	南部第466号線	山町716番地先から ら	3.45 ~ 2.05	23.2	
		山町714番地先まで			
60	南部第530号線	池田町414番2地先から ら	6.27 ~ 3.20	70.2	
		今市町226番1地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
61	南部第553号線	池田町141番地先から	4.00	128.6	
		池田町277番1地先まで	~ 3.75		
62	南部第558号線	池田町276番地先から	3.41	2.9	
		池田町277番1地先まで	~ 3.35		
63	南部第564号線	鹿野園町1158番地先から	2.30	29.6	
		鹿野園町1090番2地先まで	~ 1.30		
64	南部第570号線	窪之庄町659番地先から	3.12	40.0	
		窪之庄町670番1地先まで	~ 2.10		
65	北部第1号線	高畑町764番4地先から	14.80	160.7	
		高畑町1217番6地先まで	~ 12.01		
66	北部第5号線	法蓮町559番1地先から	5.84	29.6	
		法蓮町441番1地先まで	~ 5.26		
67	北部第17号線	奈良阪町251番1地先から	11.30	36.6	
		奈良阪町317番地先まで	~ 3.00		
68	北部第92号線	南半田町19番地先から	6.22	40.5	
		南半田町西町11番地先まで	~ 3.80		
69	北部第106号線	川上町52番地先から	4.50	43.6	
		川上町21番6地先まで	~ 2.40		
70	北部第211号線	白毫寺町1012番地先から	4.82	24.0	
		白毫寺町116番地先まで	~ 2.94		

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
71	北部第256号線	東紀寺町二丁目124番地先から	16.40	21.1	
		東紀寺町三丁目121番5地先まで	~ 13.15		
72	北部第260号線	西紀寺町6番6地先から	5.90	48.4	
		紀寺町656番1地先まで	~ 4.11		
73	北部第290号線	南魚屋町8番1地先から	2.88	41.5	
		南魚屋町9番1地先まで	~ 2.10		
74	北部第306号線	紀寺町658番5地先から	5.80	66.4	
		紀寺町664番1地先まで	~ 4.05		
75	北部第317号線	肘塚町194番1地先から	5.35	94.4	
		肘塚町245番2地先まで	~ 4.10		
76	北部第355号線	南京終町一丁目84番11地先から	5.70	29.8	
		南京終町一丁目165番1地先まで	~ 4.26		
77	北部第356号線	西木辻町158番1地先から	8.64	21.7	
		南京終町一丁目83番1地先まで	~ 8.18		
78	北部第361号線	銅屋町28番1地先から	10.57	44.5	
		油留木町1番1地先まで	~ 7.70		
79	北部第380号線	椿井町5番2地先から	3.30	24.2	
		小川町5番1地先まで	~ 2.50		
80	北部第415号線	法蓮町930番9地先から	1.53	38.7	
		法蓮町947番4地先まで	~ 1.03		

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
81	北部第424号線	法蓮佐保山一丁目107番2地先から 半田開町99番2地先まで	6.80 ~ 6.00	57.7	
82	北部第498号線	法華寺町210番3地先から 法華寺町209番1地先まで	4.60 ~ 3.18	73.1	
83	北部第499号線	芝辻町507番1地先から 法蓮寺町241番2地先	2.60 ~ 2.60	11.7	
84	北部第500号線	法蓮寺町214番1地先から 二条大路南一丁目81番1地先まで	21.00 ~ 18.00	367.8	
85	北部第501号線	法華寺町242番1地先から 法華寺町242番1地先まで	3.70 ~ 3.00	6.5	
86	北部第502号線	法華寺町377番1地先から 法華寺町390番1地先まで	7.46 ~ 7.03	138.7	
87	北部第535号線	川上町211番1地先から 川上町218番地先まで	2.60 ~ 2.10	80.3	
88	北部第577号線	法蓮町7番2地先から 法蓮町11番5地先まで	4.55 ~ 2.50	45.2	
89	中部第7号線	西大寺南町2430番2地先から 西大寺芝町一丁目2585番3地先まで	7.24 ~ 4.48	22.3	
90	中部第15号線	五条三丁目867番11地先から 六条一丁目1002番1地先まで	6.72 ~ 6.30	47.4	
整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
91	中部第17号線	押熊町2094番地先から 押熊町2093番地先まで	7.40 ~ 4.70	39.8	
92	中部第20号線	中登美ヶ丘三丁目3番地先から 中登美ヶ丘六丁目31番地先まで	18.02 ~ 18.00	84.9	
93	中部第51号線	山陵町446番地先から 山陵町447番地先まで	8.30 ~ 4.57	110.9	
94	中部第52号線	中山町1762番2地先から 中山町1781番1地先まで	8.76 ~ 2.80	169.8	
95	中部第286号線	四条大路三丁目97番2地先から 四条大路三丁目96番9地先まで	6.14 ~ 6.00	39.4	
96	中部第292号線	四条大路三丁目97番33地先から 四条大路四丁目81番1地先まで	6.91 ~ 4.89	36.0	
97	中部第288号線	四条大路四丁目81番1地先から 四条大路四丁目84番2地先まで	3.00 ~ 2.00	36.1	
98	中部第300号線	四条大路二丁目30番1地先から 四条大路二丁目427番5地先まで	6.15 ~ 4.73	72.7	
99	中部第352号線	七条一丁目555番15地先から 七条一丁目679番1地先まで	7.50 ~ 7.20	59.9	
100	中部第372号線	六条三丁目1164番3地先から 六条三丁目1163番3地先まで	9.48 ~ 8.45	65.5	

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
101	中部第412号線	六条緑町一丁目1537番45地先から 六条緑町一丁目1537番495地先まで	4.84 ~ 4.73	29.9	
102	中部第456号線	五条三丁目865-1番地先から 五条三丁目864番地先まで	7.15 ~ 6.77	45.1	
103	中部第464号線	六条一丁目802番地先から 六条一丁目795番3地先まで	3.60 ~ 3.00	17.7	
104	中部第513号線	五条一丁目437番31地先から 五条一丁目451番19地先まで	3.70 ~ 2.97	93.7	
105	中部第569号線	大宮町七丁目529番2地先から 大宮町七丁目528番1地先まで	9.85 ~ 8.70	46.0	
106	中部第571号線	大宮町七丁目522番1地先から 大宮町七丁目528番1地先まで	4.50 ~ 3.01	58.5	
107	中部第633号線	大宮町一丁目41番1地先から 大宮町一丁目52番22地先まで	8.10 ~ 7.75	38.6	
108	中部第646号線	大宮町三丁目218番1地先から 大宮町三丁目204番7地先まで	6.45 ~ 6.37	69.8	
109	中部第656号線	三条栄町136番6地先から 三条栄町198番4地先まで	6.55 ~ 4.64	113.3	
110	中部第656号線	三条添川町104番地先から 三条添川町216番9地先まで	4.30 ~ 3.74	39.8	
111	中部第664号線	三条添川町127番2地先から 三条添川町190番23地先まで	4.79 ~ 3.66	93.1	
112	中部第667号線	三条松町628番3地先から 三条松町397番地先まで	6.75 ~ 6.32	70.7	
113	中部第674号線	三条栄町649番1地先から 三条栄町647番2地先まで	6.00 ~ 5.16	115.9	
114	中部第686号線	西大寺野神町一丁目612番地先から 西大寺野神町一丁目1571番地先まで	4.90 ~ 1.60	23.3	
115	中部第693号線	西大寺本町250番2地先から 西大寺本町254番5地先まで	6.23 ~ 6.22	60.9	
116	中部第694号線	西大寺本町252番1地先から 西大寺北町一丁目285番5地先まで	3.10 ~ 3.03	6.3	
117	中部第705号線	西大寺芝町一丁目2479番地先から 西大寺芝町一丁目2472番3地先まで	2.72 ~ 2.40	47.1	
118	中部第717号線	西大寺国原町二丁目291番34地先から 西大寺北町一丁目2132番4地先まで	6.11 ~ 6.08	36.7	
119	中部第733号線	菅原町300番1地先から 菅原町206番2地先まで	4.80 ~ 2.80	85.9	
120	中部第735号線	菅原町20番1地先から 宝来二丁目808番2地先まで	7.58 ~ 4.95	116.9	

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
121	中部第760号線	宝来三丁目1505番4地先 から 平松一丁目769番2地先 まで	4.20 ~ 3.55	41.7	
122	中部第782号線	五条町437番22地先から 五条町423番2地先まで	6.72 ~ 4.23	38.3	
123	中部第791号線	平松一丁目103番1地先 から 平松三丁目213番1地先 まで	6.10 ~ 5.78	19.4	
124	中部第818号線	五条三丁目942番10地先 から 五条西一丁目1001番5地 先まで	8.49 ~ 4.60	70.3	
125	中部第844号線	宝来町1117番1地先から 宝来町1125番地先まで	5.80 ~ 3.20	72.6	
126	中部第1056号線	右京一丁目4番地先から 右京一丁目3番4地先ま で	12.20 ~ 10.00	56.2	
127	中部第1365号線	中山町1746番1地先から 中山町1749番1地先まで	5.70 ~ 5.00	46.1	
128	中部第1389号線	中山町1781番1地先から 中山町1778番地先まで	4.36 ~ 4.36	19.9	
129	中部第1416号線	押熊町651番18地先から 押熊町708番2地先まで	7.45 ~ 7.45	36.1	
130	中部第1419号線	山陵町1128番3地先から 山陵町2137番地先まで	4.55 ~ 4.00	75.4	
131	中部第1425号線	押熊町703番2地先から 押熊町679番19地先まで	6.02 ~ 6.01	108.2	
132	西部第67号線	東登美ヶ丘一丁目2269 番261地先から 東登美ヶ丘一丁目2269 番99地先まで	6.03 ~ 5.70	58.5	
133	西部第248号線	中山町西一丁目743番1 地先から 中山町西一丁目753番地 先まで	3.95 ~ 3.05	41.9	
134	西部第330号線	学園南一丁目1082番11 地先から 学園南一丁目1101番6地 先まで	6.01 ~ 3.95	49.5	
135	西部第339号線	学園南一丁目972番5地 先から 学園南一丁目1053番17 地先まで	11.00 ~ 7.60	38.2	
136	西部第530号線	二名三丁目1178番1地先 から 二名三丁目1096番地先 まで	9.62 ~ 5.60	152.3	
137	西部第534号線	二名町2148番地先から 二名町2161番2地先まで	3.20 ~ 2.20	101.4	
138	西部第573号線	富雄北二丁目466番1地 先から 富雄北二丁目399番7地 先まで	6.10 ~ 4.73	48.0	
139	西部第663号線	藤ノ木台二丁目462番51 地先から 中町5545番2地先まで	11.00 ~ 10.86	21.6	
140	西部第686号線	五条畑一丁目605番1地 先から 五条西一丁目1162番地 先まで	6.40 ~ 3.40	71.5	

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
141	西部第717号線	大和田町427番地先から 大和田町453番2地先まで	6.59 ~ 6.50	111.8	
142	西部第791号線	三碓六丁目1163番2地先から 三碓六丁目1235番4地先まで	11.60 ~ 4.65	15.2	
143	西部第899号線	三碓町2196番1地先から 三碓町2188番地先まで	7.11 ~ 3.00	105.4	
144	西部第1031号線	中山町西一丁目781番1地先から 中山町西一丁目751番3地先まで	4.40 ~ 1.97	14.3	
145	西部第1149号線	中町392番1地先から 中町388番1地先まで	9.84 ~ 5.25	33.7	
146	西部第1159号線	石木町856番4地先から 石木町856番4地先まで	9.16 ~ 7.09	9.4	
147	田山長引線	月ヶ瀬長引164番4地先から 月ヶ瀬長引164番5地先まで	4.00 ~ 3.10	36.0	
148	長引中尾線	月ヶ瀬長引1448番地先から 月ヶ瀬長引1445番1地先まで	4.00 ~ 3.70	18.9	
149	月ヶ瀬中央線	月ヶ瀬月瀬507番3地先から 月ヶ瀬月瀬508番3地先まで	6.20 ~ 5.00	9.8	
150	長引中央線	月ヶ瀬長引1683番1地先から 月ヶ瀬長引1464番1地先まで	9.00 ~ 4.80	105.9	

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
151	杣の川線	萩町1609番地先から 萩町1605番1地先まで	6.40 ~ 5.00	100.5	
152	のぼりを線	針ヶ別所町145番1地先から 針ヶ別所町342番3地先まで	13.50 ~ 4.20	375.1	
153	のぼりを線	針ヶ別所町382番1地先から 上深川町832番1地先まで	16.00 ~ 10.00	138.0	
154	南部横断線	都祁南之庄町571番1地先から 都祁南之庄町529番1地先まで	12.30 ~ 9.50	23.5	

(平成22年 3 月17日揭示済)

奈良市告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年 3 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年 2 月10日 奈良市指令都整開 第09A - 37号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成22年 3 月17日 第1207号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中山町西二丁目962番 3、963番 3、964番 1、966番 1 及び1830番 2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市中山町1204
繁田 勝治

(平成22年 3 月17日揭示済)

奈良市告示第131号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第 2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年 3 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

名 称	位 置	区 域	供 用 開始日
あやめ池南七丁目 第 3 号街区公園	あやめ池南七丁目850番	別紙図面のとおりに（別紙図面は省略し、奈良市都市整備部都市計画室公園緑地課において一般の縦覧に供します。）	平成22年 3 月17日
あやめ池南七丁目 第 4 号街区公園	あやめ池南七丁目564番79		
あやめ池南七丁目 第 5 号街区公園	あやめ池南七丁目555番110		
あやめ池南七丁目 第 6 号街区公園	あやめ池南七丁目564番21		

(平成22年 3 月17日揭示済)

奈良市告示第132号

次のとおり都市公園の名称を変更し、平成22年 3 月17日から施行します。

平成22年 3 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

告示番号	名 称	
	変 更 前	変 更 後
昭和51年奈良市告示第325号	西登美ヶ丘北街区公園	さんだん公園

(平成22年 3 月17日揭示済)

奈良市告示第133号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 3 月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年 3 月19日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年 3 月19日揭示済)

奈良市告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成22年 3 月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の 種 類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
小倉 秀行		柔道整備	平成21年 12月24日
いろは整骨院 (小倉 秀行、高野 貴子)	奈良県奈良市大宮町三丁目 5 - 13 COMPRAZA 新大宮B号室		
高野 貴子		柔道整備	平成21年 12月24日
いろは整骨院 (小倉 秀行、高野 貴子)	奈良県奈良市大宮町三丁目 5 - 13 COMPRAZA 新大宮B号室		

(平成22年3月23日揭示済)

奈良市告示第135号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年3月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年3月23日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年3月23日揭示済)

奈良市告示第136号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成22年3月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内

(平成22年3月23日揭示済)

奈良市告示第137号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

平成22年3月24日

奈良市長 仲川元庸

区 域	区 分	月 日（曜日）	時 間	場 所
都祁地区及び 月ヶ瀬地区	質量計	4月26日（月）から4月30日（金） まで ただし4月29日（木）を除く。	10：00～12：00 13：00～15：30	月ヶ瀬行政センター
		5月10日（月）から5月11日（火） まで	10：00～12：00 13：00～15：30	都祁行政センター
		5月13日（木）から5月21日（金） まで ただし5月15日（土）及び16日（日） を除く。	10：00～16：00	質量計の所在場所

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目1番1号）において行う。

(平成22年3月24日揭示済)

奈良市告示第138号

平成22年3月23日付け奈良県告示第388号をもって大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・101号六条奈良阪線の事業計画の認可の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告します。

平成22年3月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 都市計画事業の名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業
3・4・101号 六条奈良阪線
- 2 施行者の名称
奈良市

- 3 事務所の所在地
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市建設部道路室街路課
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
奈良市南京終町一丁目、南京終町及び西木辻町地内
 - (2) 使用の部分
奈良市南京終町一丁目地内

(平成22年3月25日揭示済)

奈良市告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・101号六条奈良阪線の事業計画の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成22年 3月25日

奈良市長 仲川 元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

(平成22年 3月25日揭示済)

奈良市告示第140号

旧柳生藩家老屋敷の臨時休業(平成22年奈良市告示第93号)の一部を次のように改正します。

平成22年 3月26日

奈良市長 仲川 元庸

表中「同月31日(水)」を「同月26日(金)」に改める。

(平成22年 3月26日揭示済)

奈良市告示第141号は、奈良市公報号外第18号に掲載

奈良市告示第142号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年 3月29日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
林医院	奈良県奈良市奥芝町2-1	平成22年1月15日
三条通診療所	奈良県奈良市三条町472	平成22年3月31日
医療法人鉄仁会 中野歯科診療所	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-63サンワシティー西大寺3階	平成22年3月11日

(平成22年 3月29日揭示済)

奈良市告示第143号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 3月29日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
陽クリニック	奈良県奈良市大宮町四丁目241-1	平成22年4月1日
ひだまり薬局	奈良県奈良市都祁白石町1099	平成22年4月1日
リハビリ訪問看護ステーションルピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目275-1 森村第3ビル503	平成22年3月2日

(平成22年 3月29日揭示済)

奈良市告示第144号

奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成22年 3月29日

奈良市長 仲川 元庸

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市針ヶ別所町1025番地
奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設
- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市都祁白石町1133番地
財団法人 奈良市都祁地域振興財団
理事長 福井 重忠
- 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲
 - 施設の事業実施に関すること。
 - 施設の利用届の受理及び利用制限に関すること。
 - 施設の管理及び附属設備の維持管理に関すること。
 - その他市長が定めること。

(平成22年 3月29日揭示済)

奈良市告示第145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年 3月29日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	西部第1317号線	あやめ池北一丁目1432番37地先から	あやめ池北一丁目1355番1地先まで	L=540.0 W=10.0~71.0

(平成22年3月29日掲示済)

奈良市告示第146号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成22年3月29日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年3月29日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	西部第1317号線	あやめ池北一丁目1432番37地先から	あやめ池北一丁目1355番1地先まで	L=540.0 W=10.0~71.0

(平成22年3月29日掲示済)

奈良市告示第147号
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により指定した道路を次のとおり全部廃止したので告示します。

平成22年3月29日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日
平成22年3月29日

2 廃止した道路の名称
(仮称)市道西大寺東西線

3 廃止した道路の区域
起点側地名及び地番 奈良市西大寺東町二丁目46-1

終点側地名及び地番 奈良市西大寺東町二丁目65-1

4 廃止した道路の幅員
8.50m

5 廃止した道路の延長
60.00m

(平成22年3月29日掲示済)

奈良市告示第148号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年3月30日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
三条通診療所	奈良県奈良市三条町472	居宅 訪問看護 居宅 居宅療養管理指導	平成22年3月31日 平成22年3月31日
医療法人仁慈会	奈良県奈良市三条町472	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成22年3月31日 平成22年3月31日

(平成22年3月30日掲示済)

奈良市告示第149号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年3月30日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	あけぼの会高齢者福祉事業センター	奈良県奈良市小太郎町3	社会福祉法人あけぼの会	平成21年3月16日
新	あけぼの会高齢者福祉事業センター	奈良県奈良市杉ヶ町20	社会福祉法人あけぼの会	

(平成22年3月30日掲示済)

奈良市告示第150号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

示します。

平成22年 3月30日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
陽クリニック	奈良県奈良市大宮町四丁目241-1	居宅 訪問看護 居宅 居宅療養管理指導	平成22年 4月 1日 平成22年 4月 1日
医療法人仁慈会	奈良県奈良市大宮町四丁目241-1	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成22年 4月 1日 平成22年 4月 1日
ケアプランセンターすみれ	奈良県奈良市東九条町206-27スイートピー301号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成22年 2月24日
株式会社ざいたっく	奈良県大和郡山市千日町51-2千日住宅18号		
デイサービスセンター朱雀苑	奈良県奈良市朱雀一丁目 8-5	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成22年 3月 1日 平成22年 3月 1日
株式会社ウェルハート	奈良県奈良市三松三丁目 4-6		
特定非営利活動法人アミニティ・ライフ・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91-4	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防 訪問介護	平成22年 3月19日 平成22年 3月19日 平成22年 3月19日
特定非営利活動法人アミニティ・ライフサポート・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91-4		
ひだまり薬局	奈良県奈良市都祁白石町1099	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成22年 4月 1日 平成22年 4月 1日
吉谷 淳至	奈良県山辺郡山添村室津980		
学園前在宅相談センター	奈良県奈良市中町5076-11	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成22年 4月 1日
NPO法人ライフケア学園前	奈良県奈良市中町5076-11前		

(平成22年 3月30日揭示済)

奈良市告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 3月30日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社すみれサポート	奈良県奈良市五条一丁目 2-30	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成22年 4月 1日 平成22年 4月 1日
株式会社すみれサポート	奈良県奈良市五条一丁目 2-30		

(平成22年3月30日揭示済)

奈良市告示第152号

奈良市平城プール及び奈良市青山プールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成22年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市右京三丁目18番地
奈良市平城プール
奈良市青山三丁目2番地
奈良市青山プール
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
財団法人 奈良市スポーツ振興事業団
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(平成22年3月30日揭示済)

奈良市告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年2月5日 奈良市指令都整開 第09A-1003号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成22年3月30日 第1208号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市横井一丁目625番5
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市長 仲川 元庸

(平成22年3月30日揭示済)

奈良市告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年10月20日 奈良市指令都整開 第09A-24号
平成21年12月11日 奈良市指令都整開 第09A-24-1号
平成22年3月9日 奈良市指令都整開 第09A-24-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成22年3月30日 第1209号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中登美ヶ丘三丁目15番1、15番2、15番3、15番4、15番5及び15番6の一部（第2工区）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市中登美ヶ丘三丁目15番1号
学校法人奈良学園 理事長 西川 彰

(平成22年3月30日揭示済)

奈良市告示第155号

奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱（昭和63年奈良市告示第78号）の一部を次のように改正する。

第1条中「老人の老後の生活を健全で豊かなものにし、老人の福祉の増進に資するため、」を「健全で豊かな長寿社会の実現と地域福祉の向上を高齢者が自らの手で推進するため組織する」に改める。

第2条中「おおむね25人」を「25人」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

対象経費	万年青年クラブ等	補助金の額
1 地域福祉活動及び健康増進活動に要する経費	奈良市万年青年クラブ連合会	年額194,000円 + (72円×会員数)
	地区万年青年クラブ連合会	年額100円×会員数
	万年青年クラブ	年額54,600円
2 前号以外の事業に要する経費	奈良市万年青年クラブ連合会	その都度市長が認める額

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市告示第156号

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年 3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 小規模多機能型居宅介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）を実施する施設の整備を促進するため、奈良県介護基盤緊急整備等臨時特例補助金を活用し、小規模多機能型居宅介護事業所施設整備事業に要する経費について、予算の範囲内において小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例（昭和47年奈良市条例第23号）及び奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、奈良市地域密着型サービス運営委員会において小規模多機能型居宅介護事業所（小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。以下同じ。）の設置者として承認されたものとし、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所の開設から10年以上小規模多機能型居宅介護を継続して行うものであること。
- (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税（法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税をいう。）を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象事業者が介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日厚生労働省発老0820第5号厚生労働省老健局長通知）並びに介護基盤緊急整備等臨時特例補助金交付要綱（平成21年10月9日長寿第570号奈良県福祉部長通知）及び介護基盤緊急整備等特別対策事業実施要綱（平成21年10月9日長寿第571号奈良県福祉部長通知）に定める介護基盤の緊急整備特別対策事業で市長が必要と認められたものとする。ただし、次に掲げる事業については、補助の対象としない。

- (1) 建物賃借して実施する事業
- (2) 他の補助制度により、当該事業の一部又は全部が補助の対象となっている事業
- (3) 土地の買収又は整地等個人又は法人の資産を形成す

る事業

- (4) 職員宿舎、施設の車庫又は倉庫の建設に係る事業
- (5) その他施設整備として適当でないと市長が認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、小規模多機能型居宅介護事業所の新設に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）とする。ただし、次に掲げる費用を補助の対象としない。

- (1) 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- (2) 門、柵及び塀に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) 職員宿舎、車庫及び倉庫の建設に要する費用
- (5) その他施設整備として適当でないと市長が認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1事業所につき2,625万円を限度とする。

(補助金交付申請の添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 誓約書（別記第3号様式）
- (4) 市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、規則第6条第1項に定めるもののほか、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業者は、補助対象事業に着手した日の属する年度の3月31日までに事業を完了すること。
- (2) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (3) 事業者は、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入が生じた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の

増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

- (5) 事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。
- (6) 事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により、速やかに市長に報告すること。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 事業者は、補助対象事業を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (8) 事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等市が行う契約手

続の取扱いに準拠すること。

- (9) 事業者は、補助対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金分配金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けないこと。

（完了実績報告の添付書類）

第8条 規則第14条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳書（別記第5号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第6号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。（この告示の失効）
- 2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式（第6条関係）

申請額算出内訳書

（単位：円）

総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄附金その 他の収入額 C	差引額 D = A - C	補助金の額 E
				(上限2,625万円)

(注) 1 A欄には、整備費の額を記入すること。

2 補助金の額E欄には、B欄、D欄、E欄の額を比較していずれか低い額を記入すること。

第2号様式(第6条関係)

事業計画書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

ア 名称:

イ 運営法人:

ウ 所在地:

エ 定員数: 定員 人(ユニット数:)

(2) 施設整備事業の目的及び効果

ア 目的:

イ 効果:

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地の所有関係(自己所有・借地)※いずれかを○で囲んでください。

イ 建物の所有関係(自己所有・借家)※いずれかを○で囲んでください。

ウ 建物の面積 延べ床面積 m²

(2) 財源内訳

ア 補助金 円

イ 補助事業者負担金 円

(内訳) 寄附金 円

ウ 合計 円

(3) 施工期間

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

ア 入札結果及び契約締結報告書

イ 工事請負契約書(原本写)

ウ 配置図、平面図(部屋等ごとの面積が入ったもの)、求積図

エ 設計図書等

オ 工事費等内訳書

カ 工事着工届(写)

キ 工事工程表(様式自由)

ク 誓約書(別紙)

ケ その他市長が必要と認める書類

第3号様式(第6条関係)

別紙

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

事業者 住 所

法 人 名

代表者名

㊟

は、奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金の交付申請に当たり、施設整備の開設から10年以上継続して施設の運営及び管理を行うことを誓約します。

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先) 奈良市長

事業者 住 所

法 人 名

代表者名

㊟

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定を受けた奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 事業実績報告による精算額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額) 金 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第 5 号様式 (第 8 条関係)

精 算 額 算 出 内 訳 書

(単位：円)

総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄附金その 他の収入額 C	差引額 D = A - C	補助金の額 E

(注) 1 A 欄には、整備費の額を記入すること。

2 補助金の額 E 欄には、B 欄、D 欄、E 欄の額を比較していずれか低い額を記入すること。

第 6 号様式 (第 8 条関係)

事 業 実 績 報 告 書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

ア 名 称：

イ 運 営 法 人：

ウ 所 在 地：

エ 定 員 数：定員 人 (ユニット数：)

(2) 施設整備事業の目的及び効果

ア 目 的：

イ 効 果：

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地の所有関係 (自己所有 ・ 借地) ※いずれかを○で囲んでください。

イ 建物の所有関係 (自己所有 ・ 借家) ※いずれかを○で囲んでください。

ウ 建物の面積 延べ床面積 m²

(2) 財源内訳

ア 補 助 金 円

イ 補助事業者負担金 円

(内訳) 寄附金 円

借入金 円

ウ 合 計 円

(3) 施工期間

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

ア 工事請負契約書 (原本写)

イ 対象事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し (領収書等の写し)

ウ 建物内外主要部分写真 (工事着工前及び着工後)

エ 消防用設備等検査済書 (写)

オ その他市長が必要と認める書類

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市告示第157号

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱

(目的)

第1条 小規模多機能型居宅介護(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)を実施する施設の整備を促進するために、奈良県施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金を活用し、小規模多機能型居宅介護施設開設準備事業に要する経費について、予算の範囲内において小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例(昭和47年奈良市条例第23号)及び奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、奈良市地域密着型サービス運営委員会において小規模多機能型居宅介護事業所(小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。以下同じ。)の設置者として承認されたものであるものとし、かつ、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、本市の市税(法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税をいう。)を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象事業者が施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金交付要綱(平成21年10月9日長寿第572号奈良県福祉部長通知)に定める施設開設準備経費助成特別対策事業で市長が必要と認めたものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備に必要な職員訓練期間中の雇上げ、地域に対する施設説明会等の開催に要する経費等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した実支出額とを比較して少ない方の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、60万円に当該事業所の宿泊定員数を乗じて得た額を限度

とする。

(補助金交付申請の添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額・積算調書(別記第1号様式)
- (2) 施設開設準備経費補助金申請額内訳(別記第2号様式)
- (3) 事業計画書(別記第3号様式)
- (4) 市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)

(補助金交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付について規則第6条第1項に定めるもののほか、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業者は、補助対象事業に着手した日の属する年度の3月31日までに事業を完了すること。
- (2) 事業者は、規則第20条に定めるもののほか、補助対象事業により効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (3) 事業者は、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入が生じた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (4) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。
- (6) 事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額報告書(別記第4号様式)により速やかに市長に報告すること。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業者は、補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (8) 事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (9) 事業者は、補助対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付

を受けないこと。

(変更等の承認)

第 8 条 補助対象事業者が補助対象事業の内容を変更しようとするときは、規則第11条に規定する補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書に次の各号に規定する書類を添付しなければならない。

- (1) 申請額・積算調書（別記第 5 号様式）
- (2) 施設開設準備経費補助金申請額内訳
- (3) 事業計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(完了実績報告の添付書類)

第 9 条 規則第14条第 2 号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 施設開設準備経費補助金実績額内訳（別記第 6 号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第 7 号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成24年 3 月31日限り、その効力を失う。

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

申請額・積算調書

施設種別	宿泊定員数	申請額（円）
小規模多機能型居宅介護事業所		

第2号様式(第6条・第8条関係)

施設開設準備経費補助金申請額内訳

施設種別	小規模多機能型居宅介護事業所
事業者名	
施設名称	
施設所在地	
開設種別	新規施設
開設定員数	名(宿泊定員数)
開設年月日	

積算調書

*千円未満を切り捨てた額とすること。

対象経費の実 支出予定額 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 C (A-B)	基準額 D	所要補助金 (C とDを比較して 少ない方の額)	備考

積算内訳

(単位:円)

科目区分	内 容	支出予定月	単 価	数 量	支出予定額	備考
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
合 計						

※ 科目区分の欄には賃金、備品、需用費などの科目を記すこと。

※ 見積書の写し等補助対象経費の内容について具体的にわかるものを添付すること。

第3号様式（第6条・第8条関係）

事 業 計 画 書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 利用定員（宿泊定員）

2 施設開設準備経費に係る計画

(1) 経費内訳

需用費	円
使用料及び賃借料	円
備品購入費	円
報酬	円
給料	円
職員手当	円
共済費	円
賃金	円
旅費	円
役務費	円
委託料	円
合 計	円

(2) 財源内訳

補助金	円
設置者負担金	円
（内訳）一般財源	円
借入金	円
寄附金	円
合 計	円

(3) その他参考事項

工事着工年月日	年	月	日
竣 工 年 月 日	年	月	日
事業開始年月日	年	月	日

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先) 奈良市長

事業者 住 所
法人名
代表者名

印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定を受けた奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)
金 円
- 3 添付書類
2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第5号様式(第8条関係)

申請額・積算調書

施設種別		変更前	変更後	増(▲減)
小規模多機能型 居宅介護事業所	対象施設数			
	定 員			
	申請額(円)			

第6号様式(第9条関係)

施設開設準備経費補助金実績額内訳

施設種別	小規模多機能型居宅介護事業所
事業者名	
施設名称	
施設所在地	
開設種別	新規施設
開設定員数	名(宿泊定員数)
開設年月日	

積算調書

*千円未満を切り捨てた額とすること。

対象経費の 実支出額 A	寄附金その他の 収入額 B	差引後実支出額 C(A-B)	要交付額 D	既交付決定額 E	差引額 F(E-D)

積算内訳

(単位：円)

科目区分	内 容	支 出 月	単 価	数 量	支 出 額	備 考
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
		年 月				
合 計						

※ 科目区分の欄には賃金、備品、需用費などの科目を記すこと。

※ 領収書の写し等補助対象経費の内容について具体的にわかるものを添付すること。

第7号様式(第9条関係)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 利用定員(宿泊定員)

2 施設開設準備経費に係る計画

(1) 経費内訳

需用費	円
使用料及び賃借料	円
備品購入費	円
報酬	円
給料	円
職員手当	円
共済費	円
賃金	円
旅費	円
役務費	円
委託料	円
合 計	円

(2) 財源内訳

補助金	円
設置者負担金	円
(内訳) 一般財源	円
借入金	円
寄附金	円
合 計	円

(3) その他参考事項

工事着工年月日	年	月	日
竣工年月日	年	月	日
事業開始年月日	年	月	日

(平成22年 3月31日揭示済)

奈良市告示第158号

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年 3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示

奈良市開発指導要領(昭和62年奈良市告示第230号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「25平方メートル」を「40平方メートル」に、「16平方メートル」を「18平方メートル」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、奈良市開発指導要領(昭和62年奈良市告示第229号)に基づき、現に協議が行われ、又は既に協議が完了した開発事業については、なお従前の例による。

(平成22年 3月31日揭示済)

奈良市告示第159号

奈良市高等学校等進学支度金支給要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年 3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市高等学校等進学支度金支給要領の一部を改正する告示

奈良市高等学校等進学支度金支給要領(平成14年奈良市告示第379号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「200,000円」を「100,000円」に改める。

附則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年 3月31日揭示済)

奈良市告示第160号

奈良市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要領を次のように定める。

平成22年 3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第44条第1項の規定による一部負担金の減額、免除及び徴収猶予(以下「減免等」という。)の取扱いに関し、奈良市国民健康保険規則(昭和34年奈良市規則第11号。以下「規則」という。)第22条に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一部負担金 法第42条第1項の規定により得られた額をいう。ただし、法第57条の2に規定する高額療養費の支給又は公費負担医療その他これらに類する医療の適用がある場合にあっては、これらが支給され、又はは給付される額を控除した額とする。
- (2) 実収入月額 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (3) 基準生活費 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助及び介護扶助を合算した額をいう。
(減免等の対象)

第3条 市長は、一部負担金の支払義務を負う者の属する世帯の生計を主として維持する者が、次の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難になった場合において必要があると認めるときは、世帯主の申請により一部負担金の減免等を行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは心身に著しい障がいを受けたとき、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

(4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、一部負担金の減免等をしないものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 前項第1号から第4号までの事実が発生した日の属する月から6月を経過しているとき。
- (2) 減免等の申請日までに納期限が到来している国民健康保険料を完納していないとき。

(減免等に関する基準)

第4条 一部負担金の減免等に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該世帯の実収入月額が基準生活費に100分の110を乗じて得た額以下である場合は、一部負担金を免除する。
- (2) 当該世帯の実収入月額が基準生活費に100分の110を乗じて得た額を超え、100分の120を乗じて得た額以下である場合は、一部負担金の2分の1を減額する。
- (3) 当該世帯の実収入月額が基準生活費に100分の120を乗じて得た額を超え、100分の130を乗じて得た額以下である場合は、保険医療機関等に対する支払に代えて、市が当該世帯主から一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予する。

2 前項第3号の規定による徴収猶予は、猶予する期間内

に市長が当該一部負担金を確実に徴収できる見込みがあると認められた場合に限り行うことができる。

(減免等の適用及び期間)

第5条 一部負担金の減免等の適用は、申請のあった日の属する月の初日以後12月につき3月以内とする。ただし、特に必要と認めるときは、再度の申請によりさらに3月以内を限度としてこれを行うことができる。

2 前条第1項第3号の規定により一部負担金の徴収を猶予する期間は、徴収猶予を適用する各月から起算してそれぞれ6月以内とする。

(減免等の申請)

第6条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする世帯主(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長に対し、規則第22条第1項に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 医師の意見書及び医療費の見込書
- (2) 当該世帯の世帯員全員の生活状況を明らかにする書類及び給与収入等の証明書
- (3) 申請理由を証明するのに必要な官公署が発行した証明書
- (4) その他申請理由を証明する資料

(事実確認等)

第7条 市長は、規則第22条第1項の規定により減免等の可否を決定する際、必要があると認めるときは、法第113条及び第113条の2の規定に基づき、申請者に対して、文書その他の資料の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させることができるとともに、申請者の属する世帯の世帯員全員の資産又は収入の状況につき、資料の提供及び報告を求めることができるものとする。

2 前項の場合において、事実確認が困難なとき、又は申請者が非協力的で申請に係る事実が確認できないときは、その申請を却下することができる。

(変更及び取消し)

第8条 市長は、一部負担金の減免等の決定を受けた者の資力その他の事情が変化したため、当該決定を変更する必要があると認めるとき、又は当該決定を行う必要がなくなったと認めるときは、その決定を変更し、又は取り消すとともに、当該減免等の決定を受けた者から減免等をした一部負担金の全部又は一部を徴収するものとする。

2 市長は、一部負担金の減免等の決定を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為により、一部負担金の減免等を受けたことが明らかになったときは、直ちに当該減免等の決定を取り消すとともに、減免等によりその支払を免

別表(第7条関係)

清掃用具

品名	支給基準	支給年度	支給内容
ほうき又はくま手	構成員6人当たり(6人未満の端数が生じたときは、切り上げるものとする。)	初年度	1本
ちりとり又は手み	構成員10人当たり(10人未満の端数が生じたときは、切り上げるものとする。)	初年度	1個

れた額をその者から徴収するものとする。

3 前2項の規定により減免等の取消し又は変更を受けた世帯主は、既に発行された規則第22条第2項に規定する証明決定通知書を速やかに市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等への通知)

第9条 市長は、前条の規定により決定を変更し、又は取り消したときは、当該保険医療機関等に対し、その旨を通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、一部負担金の減免等について必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市告示第161号

奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱(平成20年奈良市告示第313号)の一部を次のように改正する。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 美化活動に対して奈良市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の適用

第7条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第8条を次のように改める。

(活動報告)

第8条 活動団体は、4月から9月まで(以下「上半期」という。)の活動内容については9月末までに、10月から翌年3月まで(以下「下半期」という。)の活動内容については3月末までに、奈良市アダプトプログラム推進事業美化活動実績報告書(別記第5号様式)を市長に提出するものとする。

第9条第1項中「(別記第7号様式)」を「(別記第6号様式)」に改める。

別表を次のように改める。

ごみはさみ	構成員 1人当たり	初年度	1本
軍手	構成員 1人当たり	毎年度	1双
ごみ袋	美化活動 1回 1人当たり	毎年度	1袋
花の種	1団体当たり	毎年度	20袋

別記第1号様式中

サインボードの設置	希望の有無	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	を
	表示名			
ボランティア保険の加入	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要		に
サインボードの設置	希望の有無	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	
	表示名			

改める。

別記第2号様式中

「※ この名簿でボランティア活動保険の加入手続きを行いますので、漏れなく記入してください。
※ 保険の加入手続きに代表者の印鑑が必要ですので、必ずお持ちください。」

を削る。

別記第3号様式第5項を次のように改める。

5. 乙の支援

- (1) 美化活動に必要な清掃用具の支給

別記第4号様式中

サインボードの設置	<input type="checkbox"/> 希望の有無	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	を
	<input type="checkbox"/> 表示名			
ボランティア保険の加入	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要		に
サインボードの設置	希望の有無	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	
	表示名			

改める。

別記第5号様式を次のように改める。

(2) 美化活動に対して奈良市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の適用
(3) ごみの回収
(4) サインボードの設置（設置を希望する団体に限る。）
別記第3号様式第6項第2号中「別紙奈良市アダプトプログラム推進事業事故発生報告書」を「全国市長会市民総合賠償補償保険事故報告書」に改める。
別記第3号様式別紙を削る。

第5号様式(第8条関係)

奈良市アダプトプログラム推進事業美化活動実績報告書(上半期・下半期)

年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度(上半期・下半期)の活動実績を、奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

活動区域 _____

活 動 回 数	4月	回	5月	回	6月	回
	7月	回	8月	回	9月	回
	10月	回	11月	回	12月	回
	1月	回	2月	回	3月	回
	合計	回				

特記事項

(ご自由にお書きください。)

※ 活動内容がわかる資料(写真・会報等)があれば、添付してください。

※ 実績報告書は、上半期の活動内容については9月末までに、下半期の活動内容については3月末までに、市民活動推進課まで提出してください。

別記第6号様式を削り、別記第7号様式を別記第6号様式とする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。
(平成22年3月31日揭示済)

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第162号

整理番号	路線名	区 間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	中部第261号線	三条大路四丁目134番2地先から	前	4.32~6.40	116.00	
		三条大路四丁目473番1地先まで	後	4.50~9.50	101.60	
2	中部第556号線	二条町三丁目90番5地先から	前	7.30~16.8	211.60	
		二条町三丁目54番8地先まで	後	7.30~16.8	211.60	

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成22年4月1日から次のように道路の供用を開始します。

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考(m)
1	中部第261号線	三条大路四丁目134番2地先から	三条大路四丁目473番1地先まで	L=101.6 W=4.50~9.50
2	中部第556号線	二条町三丁目90番5地先から	二条町三丁目54番8地先まで	L=211.6 W=7.30~16.8

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市告示第164号

奈良市インフルエンザ菌b型ワクチン予防接種費用負担補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市インフルエンザ菌b型ワクチン予防接種費用負担補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、インフルエンザ菌b型ワクチン（以下「ヒブワクチン」という。）予防接種を受けた者を養育している者（以下「保護者」という。）に対し、予算の範囲内でヒブワクチン予防接種費用負担補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、ヒブワクチン予防接種の受診を促進し、インフルエンザ菌性髄膜炎の発症による後遺症及び死亡者を減少させ、もって市民の保健の向上に寄与するとともに、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、ヒブワクチン予防接種を最初に受けた日において生後2月以上60月未満の乳幼児の保護者とし、この場合における乳幼児は、本市の住民基本台

帳に記録されている者又は外国人登録原票に登録されている者とする。

(補助対象費用)

第3条 補助金の交付の対象となる費用は、対象者が前条に規定する乳幼児のヒブワクチン予防接種に要した費用とする。

(補助金の額及び回数)

第4条 補助金の額は、ヒブワクチン予防接種1回につき3,000円とする。ただし、ヒブワクチン予防接種に要した費用が3,000円に満たないときは、当該ヒブワクチン予防接種に要した費用の額とする。

2 補助を受けることができる回数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める回数を限度とする。

- (1) ヒブワクチン予防接種を最初に受けた日が生後2月以上7月未満の乳幼児 4回
- (2) ヒブワクチン予防接種を最初に受けた日が生後7月以上12月未満の乳幼児 3回
- (3) ヒブワクチン予防接種を最初に受けた日が生後12月以上60月未満の乳幼児 1回

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市ヒブワクチン予防接種費用負担補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」

という。)にヒブワクチン予防接種を受けたことを証明する書類及び領収書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、ヒブワクチン予防接種を受けた日の属する年度内に行わなければならない。ただし、その日が年度末であることその他市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の可否を決定し、奈良市ヒブワクチン予防接種費用負担補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者は、市長の指定する日までに奈良市ヒブワクチン予防接種費用負担補助金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

奈良市ヒブワクチン予防接種費用負担補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）奈良市長

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

奈良市ヒブワクチン予防接種費用負担補助金の交付を受けたいので、奈良市インフルエンザ菌b型予防接種費用負担補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。また、市長が、住民基本台帳又は外国人登録原票の調査を公簿により行うこと及びこの申請の内容について医療機関へ照会することについて同意します。

フリガナ		生年月日	年 月 日	
乳 幼 児 氏 名		電話番号		
住 所				
予防接種を最初に接種したときの乳幼児の月数	接種年月日	予防接種に要した費用	接種した医療機関	接種した医療機関の所在地及び電話番号
生後2月以上 7月未満	初 回 1回目 年 月 日	円		
	初 回 2回目 年 月 日	円		
	初 回 3回目 年 月 日	円		
	追 加 年 月 日	円		
生後7月以上 12月未満	初 回 1回目 年 月 日	円		
	初 回 2回目 年 月 日	円		
	追 加 年 月 日	円		
生後12月以上 60月未満	年 月 日	円		

添付書類 (1) 予防接種を受けたことを証明する書類（母子手帳等）

(2) 領収書

第2号様式(第6条関係)

奈良市ヒブワクチン予防接種費用負担補助金交付(不交付)決定通知書

様

年 月 日付で申請のあった奈良市ヒブワクチン予防接種費用補助金の交付については、次のとおり決定したので、奈良市インフルエンザ菌b型予防接種費用負担補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

印

乳 幼 児 の 氏 名	
決 定 内 容	交付 ・ 不交付
交 付 決 定 額	円
不 交 付 の 理 由	

第3号様式（第7条関係）

奈良市ヒブワクチン予防接種費用負担補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）奈良市長

ヒブワクチン予防接種費用負担補助金について、奈良市インフルエンザ菌b型予防接種費用負担補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

フリガナ			
請求者氏名 (保護者氏名)	㊞		
住 所	電話番号 ()		
乳幼児氏名		生年月日	年 月 日

請求金額	円
------	---

交付される補助金は、次の金融機関に振り込んでください。

金融機関		預金種別	口座番号																				
銀行	支店	普通・当座 (総合)																					
	店番	フリガナ																					
農協																							
信金		口座名義人																					

- ※ 振込先口座は、請求者の口座とします。
- ※ ゆうちょ銀行の場合は、店番を必ず記入してください。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市告示第165号

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条に規定する定期の予防接種（以下「予防接種」という。）について、奈良県外の医療機関において予防接種を受けた者の接種費用を負担した者に対し、奈良市定期予防接種費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、予防接種の受診を促進し、感染症の発症及びまん延を防止し、もって市民の保健の向上に寄与するとともに、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象となる予防接種)

第2条 助成金の交付を受けることができる予防接種は、次に掲げる疾病に対して行われる予防接種とする。

- (1) ジフテリア
- (2) 百日せき
- (3) 急性灰白髄炎
- (4) 麻しん
- (5) 風しん
- (6) 日本脳炎
- (7) 破傷風
- (8) 結核

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市長が年度ごとに定める予防接種の受診対象とする者（以下「受診対象者」という。）であり、かつ、市長が年度ごとに定める予防接種の実施期間内に奈良県外の医療機関において予防接種を受けた者の当該予防接種に要した費用を負担した者とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額と予防接種に要した額とを比較して少ない方の額とする。

(依頼書の交付等)

別表（第4条関係）

定期予防接種費用助成金

区 予 防 接 種 名	分		助 成 金 の 額
	受診した者の年齢		
ジフテリア・百日せき・破傷風（三種混合）	2歳未満		6,495
	2歳以上6歳未満		5,235
	6歳以上		4,585
ジフテリア・破傷風（二種混合）	2歳未満		6,275
	2歳以上6歳未満		5,015

第5条 助成対象者が奈良県外の医療機関において予防接種を受けようとし、又はその養育する乳幼児等に接種させようとするときは、予防接種を受けるまでに奈良市定期予防接種依頼書に係る交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、前項の接種の対象となる者が受診対象者であること、予防接種の実施期間内の接種であること及び予防接種を奈良県外の医療機関において受けることについて理由があると認めるときは、奈良市定期予防接種依頼書（別記第2号様式。以下「依頼書」という。）を交付するものとする。

3 依頼書の交付を受けた者は、予防接種を受ける際に予防接種を受けようとする医療機関を通じて当該医療機関を管轄する市町村に依頼書を提出するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、奈良市定期予防接種費用助成金交付申請書（別記第3号様式。以下「交付申請書」という。）に、奈良県外の医療機関において予防接種を受けたことを証明する書類及び予防接種を実施した奈良県外の医療機関が発行した領収書（予防接種ごとに金額が明記されたものに限る。）を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、予防接種を受けた日の属する年度内に行わなければならない。ただし、当該予防接種を受けた日が年度末であることその他市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、助成の可否及び金額を決定の上、奈良市定期予防接種費用助成金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の通知を受けた助成対象者は、奈良市定期予防接種費用助成金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

	6 歳以上	4,365
麻疹・風しん (MR)	2 歳未満	11,260
	2 歳以上 6 歳未満	10,000
	6 歳以上	9,350
麻疹	2 歳未満	7,850
	2 歳以上 6 歳未満	6,590
	6 歳以上	5,940
風しん	2 歳未満	7,860
	2 歳以上 6 歳未満	6,600
	6 歳以上	5,950
日本脳炎	2 歳以上 6 歳未満	7,070
	6 歳以上	6,420
ポリオ	2 歳未満	5,260
	2 歳以上 6 歳未満	4,000
	6 歳以上	3,350
結核 (BCG)		8,650

別記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

奈良市定期予防接種依頼書に係る交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

次のとおり定期予防接種の県外での接種について依頼書の交付を申請します。

予防接種を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
助成対象者 (保護者等)		
予防接種の種類		1 三種混合 (1回目・2回目・3回目・追加) 2 二種混合 3 ポリオ (1回目・2回目) 4 麻疹風しん混合 (第1期・第2期・第3期・第4期) 5 日本脳炎 (1回目・2回目・追加・第2期) 6 結核 (BCG)
依頼する市町村・医療機関名		
接種時の滞在先 (連絡先)		電話番号 ()
依頼先で接種する理由		

第2号様式(第5条関係)

発行日 年 月 日

奈良市定期予防接種依頼書

様

奈良市長

印

奈良市に住所を有する下記の者は、貴管内において予防接種を受けることを希望しておりますので、予防接種法の規定に基づく予防接種の実施を依頼いたします。

予防接種により生じた健康被害については、予防接種法に基づいて当市が責任をもって処理します。

記

予防接種を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者		
予 防 接 種 の 種 類		
滞 在 先 (連 絡 先)		電話番号 ()

※ 医療機関は、予防接種に要する費用を予防接種を受けた者又はその保護者から徴収し、領収書及び予診票の1枚目(奈良市健康増進課控)をお渡してください。

第3号様式（第6条関係）

奈良市定期予防接種費用助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）奈良市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

奈良市定期予防接種費用助成金の交付を受けたいので、奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。また、市長が、この申請の内容について関係市町村及び医療機関へ照会することについて同意します。

フリガナ		生 年 月 日	年 月 日		
予 防 接 種 を 受 け た 者		電 話 番 号			
住 所					
予 防 接 種 名	接 種 年 月 日	接 種 し た 医 療 機 関 の 名 称	接 種 医 療 機 関 の 所 在 地	予 防 接 種 に 要 し た 費 用	※ 助 成 金 額
	年 月 日			円	円
	年 月 日			円	円
	年 月 日			円	円
	年 月 日			円	円
	年 月 日			円	円
	年 月 日			円	円
※ 交付申請額	円				
添 付 書 類	(1) 予防接種予診票（奈良市健康増進課控） (2) 領収書				

- ※ 申請者は、接種費用を負担した方に限ります。
- ※ 太枠の中をご記入ください。
- ※ 助成金額及び交付申請額の欄は記入しないでください。

第4号様式(第7条関係)

奈良市定期予防接種費用助成金交付(不交付)決定通知書

様

年 月 日付で申請のあった奈良市定期予防接種費用助成金の交付については、次のとおり決定したので、奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

印

予防接種を受けた者	
決定内容	交付 ・ 不交付
交付決定額	円
不交付の理由	

交付決定額の内訳

予防接種名	接種年月日	接種した医療機関の名称	接種した医療機関の所在地	予防接種に要した費用	※助成金額
	年 月 日			円	円
	年 月 日			円	円
	年 月 日			円	円
	年 月 日			円	円
	年 月 日			円	円
	年 月 日			円	円

第 5 号様式 (第 8 条関係)

奈良市定期予防接種費用助成金請求書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

定期予防接種費用について、奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱第 8 条の規定により請求します。

助成金は、次の金融機関に振り込んでください。

フリガナ			
助成対象者 (保護者氏名)	印		
住 所	電話番号 ()		
予防接種を受けた者		生年月日	年 月 日

請 求 金 額	円
---------	---

交付される補助金は、次の金融機関に振り込んでください。

金 融 機 関		預 金 種 別	口 座 番 号										
銀行	支店	普 通 (総合) ・ 当座											
	店 番	フリガナ											
信金		口 座 名 義 人											

※ 振込先口座は、請求者の口座とします。

※ ゆうちょ銀行の場合は、店番を必ず記入してください。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市告示第166号

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱(平成21年奈良市告示第639号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 助成の対象となるワクチン接種の回数は、次の各号に掲げるワクチンの種別及びワクチン接種時の接種者の年齢に応じて次の各号に定める回数を限度とする。
- (1) 国内産ワクチンを接種した13歳未満の者 2回
 - (2) 国内産ワクチンを接種した13歳以上の者 1回(基礎疾患を有し、著しく免疫反応が抑制されている者で、医師の判断により2回目のワクチン接種が必要とされたものにあつては2回)
 - (3) グラクソ・スミスクライン社製のワクチンを接種した生後6月以上の者 1回
 - (4) ノバルティス社製のワクチンを接種した3歳以上18歳未満の者及び50歳以上の者 2回
 - (5) ノバルティス社製のワクチンを接種した18歳以上50歳未満の者 1回

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成22年6月30日」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年3月31日から施行する。
(適用区分)
- 2 この告示による改正後の奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱第3条の規定は、平成22年2月8日以後に受けたワクチン接種から適用する。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市告示第167号

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱(昭和61年奈良市告示第52号)の一部を次のように改正する。

別表1歳児保育事業補助金の項中「1,780円」を「1,340円」に改め、同表入所児童処遇改善費補助金の項中「975円」を「1,050円」に改め、同表損害賠償責任保険料補助金の項、日本スポーツ振興センター加入費補助金の項、ぎ

よう虫及び尿検査補助金の項、職員福利厚生費補助金の項及び職員研修費補助金の項を削る。

附則

この告示は、平成22年4月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成22年度予算に係る補助金から適用する。

(平成22年3月31日揭示済)